

説明資料（第2稿）等について住民参加部会に文書で提出された意見

本資料は、前回部会以降に説明資料（第1稿）および（第2稿）について、住民参加部会で行われた意見募集に対して寄せられた意見を取りまとめたものです。

第5回部会（5/27開催）以降、第1回検討会（7/4開催）までに 提出された意見	1
意見募集内容 ・説明資料（第1稿）への部会としての意見に追加・修正すべき内容を意見募集	
第6回部会（8/28開催）に向けて行った意見募集に対して提出された意見	4
理念班	4
実践班	15
展開班	21
意見募集内容 ・各検討班（展開班、実践班、理念班）別に意見募集	

第5回部会（5/27開催）以降に提出された意見

説明資料(第1稿)の項目	意見	委員名(敬称略)
<p>計画策定</p> <p>4.1.3、 5.1.1 及び 5.1.2</p>	<p>水質管理等各種協議会では、住民代表の参加が必要であるが、多様な一般住民を代表することは誰にもできない。従って、問題になっている事項についてどのようにして幅広い意見を収集するかを考える必要がある。</p> <p>多くの協議会がある場合、住民側から見ても、どこに意見・質問をすればよいのか不明であろうし、受ける側の各協議会等でも該当しない意見が寄せられるなど、対応が煩雑になる。やはり、窓口は一本化して、各協議会等で現在求められている課題等を一括整理して、「常時」住民からの意見を求め、寄せられた意見の各関係協議会への転送、質問等に対する回答依頼、河川管理者からの回答等も、そこで一括して公表する方が、河川管理者、住民双方とも対応しやすいと考える。</p> <p>以上のような作業は、本流域委員会の事務局、即ち庶務で取り扱うのが最適であろうと思われる。既に同様作業を現庶務では行っており、新たな作業としては、各協議会等の議論内容を把握しておくことくらいである。このような把握は必ずどこかできちんとしておくべきことであるが、流域委員会が取り扱ってきた内容は、河川整備にかかわるあらゆる事項が対象であり、本来このような関係協議会等の議論の中身を知らずには適切な判断が下せない問題が多く、やはり、流域委員会で、全般の情報を収集できる体制をつくっておく必要があると言える。</p> <p>流域委員会による上記のような全般にわたる住民意見の収集方法としては、24時間対応の出来る e-mail や Fax が適当であろうが、今後の電子化の流れとして、website を中心に意見収集と公表の場にしていくことが、経済性と継続性の点からも適当であろう。</p> <p>以上、簡潔に意見としてまとめる必要がある場合、以下のようなになる。</p> <p>『今後、淀川流域委員会の庶務は委員会管轄の下、淀川河川整備に関わる各協議会等で求められる流域住民の意見や、住民からの質問事項等を一括収集・整理し、各協議会等からの回答、河川管理者の対応を含め、必要事項を取りまとめ、そのホームページをもって、同委員会の継続的な住民意見の収集と反映・公表の主要な手段とする。』</p>	<p>畑</p>
<p>計画策定</p> <p>5.1.2</p>	<p>河川レンジャーについて</p> <p>過日の琵琶湖部会でも申しましたとおり、法制度に位置付け、人件費を支払う「河川レンジャー」を、住民参加の切り札と考えることには、賛成いたしません。河川レンジャーの存在は、理念として賛同いたしますが、そのような人を促成栽培することはできません。</p>	<p>村上</p>

		<p>もし促成栽培をすると、住民参加が中央集権の末端組織として組みこまれてしまい、住民の自主性が損なわれると思います。</p> <p>それよりも、嘉田委員がおっしゃったように現実をきっちりと見据えた上で、さまざまな能力や特性をもった住民同士や組織が、互いを補い合って連携をつくるための、具体的なプロセスを検討することが必要だと思います。</p> <p>たとえば今日の傍聴の方のように「身近な水質検査をしたい」と思ったときに、すぐにそれをしてもらえる体制を地方自治体レベルで整備しておく、など。</p> <p>現在の委員会でイメージされている「河川レンジャー」は、これまでの治水や利水における「ダム」のように、「それさえあれば解決する」ような存在として扱われているように思います。</p> <p>河川レンジャーの是非そのものもそうですが、具体的な住民参加促進のプロセスについて、もっと戦略的な議論が必要だと思います。</p>	
計画策定	5.1.2	<p>河川レンジャーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川レンジャーの重要性にかんがみ、この人選が形式的になったり行政の恣意に流れたりすることのないよう、また、住民参加の観点からの必要性にも留意して、制度の意義や目的を定めておく必要があります。 ・河川レンジャーの育成についての言及も必要と思いますが、その人材育成はさしあたり行政の任務となるでしょうか。 ・河川レンジャーは、河川・環境学習の指導とともに、河川についての住民の意見を行政に反映させ、また、行政の河川に関する政策や計画をわかりやすく住民に知らせる等、「住民参加」のシステムのひとつでもあると考えてよいではありませんか。 	田村
環境		<p>三田村委員より、「住民が継続的に関われるかどうか」が問題」とのご発言がありましたが、事業の計画・実施段階から関わっていければ、住民は自主的に継続的に関わります。</p> <p>むしろ数年で担当者が変わってしまう行政の非継続の問題を、住民参加（主体）の事業ではクリアすることができます。たとえば私が霞ヶ浦で行っている事例では、植生帯の復元を実施するにあたって、過去の植生を地元の小学生にお年寄りに聞き取り調査をしてもらい、また子どもたちと水草を植付けました。その後、地元のおばあさんが苑場所のゴミ拾いをしてきている、といった事例があります。</p>	村上
環境	5.2.4 水質	<p>流域水質管理協議会（仮称）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この協議会は、計画の実施に際しての協議会のようなのですが、実際には計画の批判や見なおしが論議の対象ともなることもあるかと思えます。その設置の趣旨・目的からみて、構成や意思決定法などの重要事項についての基本的な合意が望まれます。また、水系流域委員会との連携をはかるシステムも要りましょう。 	田村

		<ul style="list-style-type: none"> 自治体の参加については、利害や意見を異にしたり対立したりする自治体間の意見が適正に反映されるよう、構成の適正さがより重要になります。 	
利水	5.4(5) 湯水への対応	<ul style="list-style-type: none"> (1)「湯水対策会議」の改組について、第2稿ではより具体的なイメージを出していただきたい。 (2)また、この会議の中で行うべきか、別に行うかはわからないが、「水利用の適正化に関する検討会」を開くことを提案します。地下水を含めた水利用の実態把握とその将来設計を、学識経験者や住民団体を交えて行う、いわば研究会です。 	村上
利用	5.5.1 水面	<p>文面の改定</p> <p>5行～6行目 淀川大堰下流への移設を検討</p> <p>下流の中でも自然保護、環境問題に配慮された特別地域内での移設を検討</p>	小竹
利用	5.5.2 河川敷	<p>河川利用の調整における河川管理者の役割は、(1)利害関係者同士の議論・合意形成の場を設けること(2)河川環境や直接の利害関係にない住民へ迷惑や被害が生じないように、規制をすることだと考えますので、利用検討委員会については、表記のスタンスでやっていただければよいと考えます。</p>	村上
全体		<p>住民参加のシステムについての一般的な感想</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民参加の形式にはさまざまなものがありますが、誰でも、どこからでも、何時でも、気軽に自由に意見が述べられる、複数のチャンネルを準備し、住民がそのチャンネルを自由に選ぶことができるよう配慮したいと思います。固定的ではなく、いろいろな方法を工夫したいものです。 行政が積極的に住民の意見を求める場合(例：パブリックコメント、公聴会など)には、特に、それが形式に流れないよう、住民の意見が如何に行政に反映したか(しなかったか)を、意見を提示した住民に返すことが肝要です。それによって住民のより優れた意見を引き出し、住民参加の実質を促進する効果があります。 	田村

第6回部会(8/25開催)に向けて行った意見募集に対して提出された意見(030821現在)

<理念班>

とりまとめ案への意見

畑委員

4) 個別の住民の意見への対応

住民参加を実質化するためには、組織化されていない住民の意見をいかにとらえてそのサポートを得るかも重要である。管理者は「河川に対する情報の積極的な収集と解りやすい情報を発信し、住民との意見交換を積極的に行う」(第2稿 4.1.3)ばかりでなく、意見交換が継続的に行えるような仕組みを工夫し、住民からの意見に対してきちんと対応する姿勢を基本に据えるべきである。

さらに、住民参加のための組織や協議会等が数多くチャンネル化されると、住民側としてどこに意見や質問をすればよいか、受ける側も対応が煩雑になる等の問題が生じるであろう。その窓口を一本化することが必要である。各協議会等で個別対応するだけでは、水系として調和のとれた河川計画に反映させることが難しいことから、窓口の一本化が必要である。収集した意見等は一度淀川水系流域委員会のような水系全体を見通した多様な視線の中に曝すことではじめて、多角的な視界の下での「全体バランスのとれた」整備計画及び実施のために活かされることになる。河川管理者も河川整備にかかわる各情報をあらかじめ流域委員会に提供し、意見を聞くことで、より安心感をもって河川計画に当たることが可能になるであろう。

とりまとめ案作成時に募集した意見

1. 全般的、総括的な意見・論点

No	意見	委員
1	<p>1 - 1 「関係住民」「地域住民」 第2稿の「はじめに」では「関係住民」の意見を伺うとしている。その他のところでは、「住民」「周辺住民」等もある。 当委員会提言別冊(030516)の10で述べたように「関係住民」は、「地域軸」と「時間軸」で見て広く解すべきである。しかし、2稿の各論ではその範囲が狭いと考えられる。</p> <p>1 - 1 「意見を伺った上で」の表現 これは、消極的住民参加の表現である。住民とパートナーシップに基づいて整備計画の判断形成をしていくとすべきである。</p> <p>1 - 3 「所定の手続を経て」の表現 これは、所定とは何か不明である。「別冊提言」4頁図のように「情報公開と各段階にわたる住民参加の各種のチャンネルの手続を経て」とすべきである。</p>	山村
2	<p>1) 第2稿は、全般的に見て、提言や提言別冊に示された、住民参加の積極的意義や理念が十分に反映されていないのではないかと気がかりなふしが見られます。</p> <p>・「第2稿3.6)」では、「…治水、利水、環境、利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある…」として、河川整備計画の策定における住民参加を補充的なものと捉えるような表現が見えますが、「提言4-3 住民参加のあり方」にこめられた住民参加の新たな意義づけから見ると、整備計画策定における住民参加の意義をもっと積極的に評価してしかるべきではないかと思えます。</p> <p>・参加する住民については、第2稿では、「住民」・「住民団体」・「関係住民」などと述べられていますが、提言別冊にもあるように、参加すべき「住民」の範囲は幅広いもので、それぞれの対象課題ごとにも異なり、また、政策形成の過程ごとに変動もするものであります。住民や住民団体を固定化することのないような配慮を込めたものであってほしいと思えます。</p> <p>2) 住民参加を単なる手続的要請にとどめずに、参加した住民の意思や意見を政策決定過程においてどう調整し反映させるかという、参加の効果を含めた実質的な「住民参加」が行われる仕組みを工夫するという意図が示されたものであってほしいと思えます。参加のそれぞれの具体化のところで一々それに言及することは無理でしょうから、「3.河川整備の基本的な考え方」や「4.河川整備の方針4.1.3」の箇所にも、「住民参加を積極的に位置づけ、その意義を河川整備の基本方針とする」といった基本姿勢があってもいいのではないのでしょうか。</p>	田村
3	<p>・現時点は、河川管理者の意識改革が進行している段階と考えます。第1稿は本委員会の提言を受けた最初の回答であり、第2稿はそのうえに現状の河川行政の実態を再精査した結果を反映させた文章であるといえるでしょう。</p> <p>・山村、田村両委員が指摘されているように、なお“住民参加”の積極的価値</p>	米山

No	意見	委員
	<p>を十分に管理者は認識していないといえるでしょう。個々の計画、実施、政策遂行にあたって、まず住民参加ありというところまで、河川管理者の認識が深まっているならば、住民参加という理念は生かされ、この委員会の存在理由も、委員の尽力も生きることになるでしょう。</p> <p>・字句の訂正、改良も大切ですが“住民参加”が今後の河川行政、河川管理にとって不可欠の前提であることを、正しく理解・認識し、記述することを目指してほしいものです。</p>	
4	<p>淀川水系流域委員会の継続と役割について述べられている(p.29 5.1.1等)が、河川整備計画の進捗点検や見直しについて本当に役に立つ意見を求めるのであれば、淀川水系の河川整備の全体的動きを委員会でも捉えておく必要があり、各協議会等の動きについても概要を委員会で把握できる体制をとっておくことが、おざなりでない責任ある意見を引き出すための要件となりましょう。従って、委員会の役割や、体制、住民との関係、特に委員会として住民意向をどのように収集し、委員会意見に反映させるかなど、より具体的に示すことが求められます。</p> <p>p.18 4.1.3 情報の共有と公開、… 2行目 (太字部を追加)</p> <p>…意見交換が継続的に行えるような機会を設ける。事業計画と実施に関する可能な限りの情報の発信とともに、住民からの応答意見に対してはきちんと対応する姿勢を基本におく。</p> <p>(理由)</p> <p>河川に関する情報の発信は結構だが、管理者側の必要情報の提供が中心になる可能性もあり、住民にとって必要な情報をいかに提供するかに努力する必要がある。続いて記述されている「組織との連携」とともに、非組織の住民の意見をいかにとらえて、一般住民からのサポートを得るかが重要である。</p> <p>同4.1.3 5行目</p> <p>「また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討する。」とあり、かなり具体的なイメージをもって書かれているようではあるが、分かりにくいいため、公正な仕組みの一例をあげるなどして記述いただければ理解しやすい。</p>	畑
5	<p>・提言・別冊の趣旨を理解した住民参加の手續の内容や具体的手法を示しているか、住民参加の理念が生かされているか など。</p> <p>意見：文章レベルではそのような気概はみられます。問題は文章をこえた現場にあります。河川行政の現場では、責任者も現場施工者も、[人の顔]や[人びとの顔]をみる、という習慣がありません。またそれぞれの現場での歴史的背景についての勉強も多くの場合不足しています。それは過去100年以上の日本の行政組織の[体質]から生まれているもので、[行政の目的は人びとの生活向上、幸せの向上]にある、という[公僕](やや古めかしい言い方ですが)意識、あるいは近年の言い方でいえば、[公共サービス]の意識の醸成が必要と思われます。</p>	嘉田

2. 住民参加の具体化の手法について

No	意見	委員
1	<p>3 河川整備の基本的考え方 「水需要の抑制が図られるよう」以下に「流域住民と」を加える。 河川環境の保全・再生を「流域住民と協働しながら図る」とする。 河川の利用については「河川環境の保全と再生を基本として住民参加に基づく環境影響評価手続により適正に行う」とすべきである。</p> <p>4 . 1 . 3 住民との連携・協働について</p> <p>5 . 1 . 2</p> <p>1 . この中に次のような理念を挿入する 持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間の連携・協働を確立するために、環境事業効果や環境保全などに関する情報を一方的に提供するだけでなく、広く住民の意見を聴き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。コミュニケーションの効果として、各主体の意識が向上し、自主的取組が促進されること、主体間の相互理解の深化・信頼関係の向上が図られること、さらにパートナーシップの形成による流域保全活動への参画へと発展していくことが期待されている。</p> <p>円滑で質の高いコミュニケーションにより、持続可能な流域を確保する。このため、コミュニケーションとして、次のような連携を図る。 各主体が主体的・積極的に情報の伝達・交流に「参加」し、各主体の関心に沿って的確で十分な質・量をもった情報が双方向にやりとりされる「対話」により、双方の相互理解が進むだけでなく、対話による新たな発見、気付きが生まれ、よりよい行動に結びつくものであること。 さらに、対話により醸成された信頼関係が将来の連携協力の基礎となるものであること。</p> <p>2 各種の施策や計画を検討するに際しては、次のような手法が考慮される。 施策の立案の前に、方法書案（スコーピング書）をつくり住民の意見を聞く。 これは次のような事項を含める。 効果の評価項目並びに調査項目 代替案の範囲・予測・評価の手法の選定 住民意見聴取、対話集会等の手法の選定 評価については環境のコストも含めた費用便益分析を含める。</p> <p>3 ファシリテートの機能の導入 ファシリテーターは、コミュニケーションを円滑にする役割を持たず。そのために、河川管理者が解説するより、客観的な立場からファシリテーターが解説することにより、わかりやすく信頼性を高める。対話集会では、住民から情報を引き出し対話に生かす。（別紙図1）</p> <p>4 住民の関心を呼ぶ説明書等の情報提供</p>	山村

No	意見	委員
	<p>メリハリのある記述 方法書による重点事項を中心とする わかりやすい内容 わかりやすく論理の筋がとれていること 計画の経緯の説明 代替案検討経過、場所選定の理由 途中経過の説明 検討状況報告を書く 河川管理者の見解 住民等の意見に対する見解を書く</p> <p>4.2.6 生態系 5.2.6 次を加える 生態系のモニタリングとして次の手法を導入する 調査範囲、手法、評価項目の方法書案をつくる について住民や専門家NGO、NPOの意見を聞く モニタリング結果案を公表し、 の意見を聞く モニタリングの成果に基づいてエコマップを作成する</p> <p>4.2.8 環境に配慮した工事の施工 工事の施工方法に関して環境影響評価を次のようにする 工事方法の代替案の検討 各代替案の環境評価の比較検討 住民等の意見を聞く</p> <p>4.4 利水 次を加える 5.4 水需要抑制についての住民との連携方法 過去の渇水時の情報の提供 再利用や雨水利用等の具体的方策の手法のアンケート 今後の渇水予測と対応策（取水制限を含む）の情報提供</p> <p>4.5.1 水面 次を加える 水面利用に伴う現在の環境影響の情報の提供 水面利用のあり方について対話集会を開く</p> <p>4.5.2 河川敷 5.5.2 河川敷の利用については、個々の案件毎にだけでなく、水系全体の縦断方向との関係も含めて、代替案を含めた環境影響評価を住民参加のもとに行う。</p> <p>4.6 維持管理 5.6 ここでも、3の基本的考え方による住民参加に基づく環境影響評価に基づいて方策を形成する。</p> <p>4.7.1 ダム 5.7 1 ダムの検討案を作成するについては、3の基本的考え方に基づく環境影響手続を行う。その際には、代替案としてダムに代わるソフトな代替案や遊水池の設置のようなダムをつくらない代替案の検討する。</p> <p>4.8.1 淀川河川公園</p>	

No	意見	委員
	<p>次を加える</p> <p>改訂に際しては、3の基本方針に基づく住民参加による環境影響評価に基づく。</p> <p>河川公園の改訂目標と基本方針を検討する。</p> <p>1960年代への回復を目標とする</p> <p>今後20～30年間の回復のタイムスケジュールを作成する</p> <p>水系の環境資源目録を過去の調査記録とモニタリング調査の結果に基づき作成し、それに即した適正な改訂計画をたてる。</p> <p>については、今後20～30年間にわたり青少年人口の減少が進行すること、小、中、高校の統廃合により生ずる空地の公園への転用等を考慮したものと</p>	
2	<p>1) ダム計画の方針「第2稿 4.7.1」について、(2)では、「…妥当と判断される場合に実施する…」とあり、この実施の妥当の判断の政策形成過程や実施決定に際しての「住民参加手続」ないし「住民意思の反映」についての言及がありません。重要な決定であることから見て、参加手続を示すことが必要です。</p> <p>2) 琵琶湖・淀川流域水質管理委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだ設立の検討が提示されている段階で、今後はその具体化が計られるものでありますが、その地位や業務の重要性に鑑み、任務、構成メンバーなどの重要な事項については、整備計画に入れておく必要があります。 ・この委員会は「河川整備計画の実施」にあたっての委員会ですが、計画そのものについての課題の提起や見直し等についての論議もなされることと思います。その意味から、流域委員会に報告する「第2稿 5.1.2.(3)」ばかりでなく、もっと緊密な連携があってもいいのではないのでしょうか。また、同様に、その他の種々の協議会や委員会と、淀川水系流域委員会との関係・連携等についても、基本的事項を定めておくべきではないかと思 	田村
3	<p>この問題につきましては、先に提出した考え方(第1回住民参加部会検討会資料2-2補足「前回部会以降の委員からの意見」参照)であります。</p>	畑
4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の範囲は、個々の問題について多様です。それを個々の問題について、どの範囲とするかはことなるので、ダイナミックに対応する必要があります。 ・関係省庁・自治体との連携をさらに一步前進する記述がほしいと思います。 ・水質管理協議会(水質汚濁防止連絡協議会の発展型として)は、既存の河川環境整備財団などと連携して、立ち上げる必要があります。 	米山
5	<ul style="list-style-type: none"> ・参加する住民の範囲は理念にそったものか <p>[住民]の範囲は、現場によって異なります。つまりそれぞれの現場にどのような[利害・加害]の構造と[関係・関心]の構造があるのかを、具体的な事物の流れをみながら、そこに働く組織的つながり、そして精神的なかわり意識などまでふくめて総合的に考え必要があります。ですから[住民と</p>	嘉田

No	意見	委員
	<p>は何か]という疑問を、それぞれの状況に応じて現場で問い続ける姿勢の重要性を認識することが大切だと思います。社会関係は[生きている動態過程]であり、いつも割り切れる回答はないということを経験したいと思っています。</p> <p>・関係省庁や自治体との連携は適切なものか 連携には[法律・政治レベル]「部署・組織レベル」[担当者・魂レベル]の3点があると思います。言うまでもなく法律レベルは担当者レベル、部署レベルをこえた時点で、議会制度との連携をえて、はじめて実現されるものでしょう。今までの縦割り行政体質の中では、[事なかれ主義][先例主義]でいくかぎり、連携は困難なものです。その壁をうちやぶる人たちを私自身は[フレーマー]と呼んでいます。つまり新しい価値観のフレームづくりをできる人びとです。政治レベルでは常にフレーマーが求められていますが、行政レベルでのフレーマーが今後はますます多く生まれてくる事が重要です。それには、人事評価や業務評価の価値観をかえる必要があります。自己組織の利益を考える人びとが出世できる体質から、社会全体の利益を考える行政マンが組織内部でも認められるような評価体系の変更が必要です。日本の将来は、行政組織でいかにフレーマーがたくさん生まれるかにかかっていると個人的には思います。</p> <p>・住民の意見の聴取方法、反映方法は適切なものか [単なる説明会]におおらせないための議事進行の仕方の工夫などは現在ではかられようとしているので、その成果を具体的にみていきたいと思っています。</p> <p>・各種の協議会の設置・構成は、理念に照らして適切なものか 協議会の組織的、役割的イメージがまだまだ抽象的だと思います。いくつかの地域、領域でモデル的にうごきだし、そこでどのような問題や課題があるのか、透明度を高めたモデル評価を行い、他のケースに活用していくことが大切です。</p>	

3. 第2稿「5. 具体的整備内容」と個々の住民参加手法について

No	意見	委員
1	<p>・「第2稿5. 具体的整備内容」においては、それぞれの整備内容ごとに、種々の参加手法が示されていますが、一般的に見て、施策の具体化においてはね関係機関や住民・住民団体等との連携が示されています（例：5. 2. モニタリングの実施）。住民・住民団体や環境保護団体などとの連携はもちろん必要ですが、参加する住民の範囲は広く、また、課題に応じた適切な「住民」が参加できるよう、配慮が必要です。</p> <p>・「第2稿5. 2. 6. 生態系」などの領域では、生態系の保全・再生に関する行政の取り組みに住民や関係機関が協力連携するという参加方式が示されています。行政への住民参加という方式に限らず、住民団体・NPO・環境保護団体など、自主的自律的に環境の保全や再生に取り組んでいる市民活動に対して、行政側がその活動に協力援助するという、「行政が住民活動に参加する」という手法も推進されるべきです。昨年12月に成立した「自然環境再生推進法」の積極的活用も考えられます。</p>	田村
2	<p>・対話集会は、河川管理者の積極的な試みとして、個々の問題（流域別、個別課題）について回を重ねることが意味をもっていると思います。しかし、それだけを住民参加の手法とするのは不十分でしょう。個別の問題については関係住民との徹底的な、根気のよい対話が必要でしょう。</p> <p>・運動体として、先日「子どもと川とまちのフォーラム」の立ち上げ会に出席しましたが、3月の「世界水フォーラム」と連動した「世界子ども水フォーラム」を再組織したものでした。できれば次の世代を担う子どもたちも含めた対話、参画についても具体的に言及しておいてもよいのではないかと、思います。</p> <p>・環境を河川湖沼を中心にして考えるのは、河川管理者として当然のことですが、それは同時に、水資源を育む山地、森林も視野に入れておく必要があります。また他方では、河川敷を利用している地域社会に対しての配慮も必要です。洪水・高潮などの災害を回避することと、人間の水利用を満足させること、そして環境を保全するという、三者は相互に矛盾した部分があります。それを超えて、最適解を発見することは容易ではありませんが、そのための努力を重ねるのが、この委員会全体の使命でありまた住民参加部会の責任でもあります。</p>	米山
3	<p>ほぼよろしいように思われます。</p>	畑
4	<p>・第2稿5. に示された個別の住民参加手法（例：対話集会、住民と連携した調査など）は、理念にてらして適切なものか 対話集会についてはすでに〔別冊〕で提示し、それを受けた展開がはかられようとしているので、その成り行きをみたいと思います。しかし住民との日常的なつながりについては、まだまだイメージが弱いといわざるを得ません。モニタリングへの住民参加、あるいはもう一歩すすめて、住民主体のモニタリング、川のことは現場に近い住民にまず〔何う〕という根本理念の共有が弱いと思われます。住民によるモニタリングは、行政モニタリングの補強や安上がりのボランティアではなく、ともすれば川や公共的な領域について、</p>	嘉田

No	意見	委員
	<p>行政におまかせ意識が高い住民にとって、大変大事な [社会参加] の舞台であるという認識が必要です。そのためには、住民と行政をつなぐことを専門職とする住民モニタリングのコーディネーターがプロとして必要です。</p> <p>河川流域センターや河川レンジャーはそのような理念のもとに提案したのですが、具体的にしめされている事例は手近で安易な対応です。もっと自治体や住民組織と一から議論をして河川流域センターなどのモデルをつくる必要があります（琵琶湖河川事務所の最近の対応 ウォーターステーションも、地元との協議が十分なされておらず、アリバイづくりの感が否めません）。</p>	

4. 情報の公開と共有について

No	意見	委員
1	<p>・水需要（利水・利用）、水制御（防災・治水）、環境問題についての一般の知識はまだまだ偏っているのではないのでしょうか。なお情報を知らない住民はすくなくないと思います。これは、ある意味で河川行政の成功の結果でもあるのですが、無知な人びと（情報を理解し、その対応に各人が迫られていることに気づかない人びと）を啓蒙することが大切ではないのでしょうか。</p>	米山
2	<p>関連部分として、以下の点を挙げておきます。</p> <p>p.29 5.1.2 (1)情報の共有と公開及び意見交換</p> <p>住民からの意見には河川管理者が依頼するコンサルタント等の発想を超えるアイデアが含まれる場合がある。ある意味でコンサルタント以上の成果品を生み出すきっかけになる場合もあろう。新しい発想を引き出すためにも、価値ある意見や貢献に対しては、何らかの報奨を与えるなど、どのようにしてより幅広い層からより優れた意見を引き出すか、もう少し考えてみる必要がある。</p>	畑
3	<p>・情報の公開、共有についての考え方や内容は、住民参加の理念に照らして適切なものかなど。</p> <p>[情報]はその内容がわかりやすいことがまず第1条件です。そのために、言葉や表現の工夫、図や絵や写真などを多用して、いかにわかりやすくするかという工夫が大切です。しかし同時に、情報があふれる現代社会で、情報の価値が住民自身、社会自身で選別できにくくなっています。そのような状況の中で、いわゆるコンピュータ、あるいはIT情報に多くの信頼を寄せることは危険でもあります。IT関連の投資は、そのまま新たな公共事業になり、社会的批判も少ないので、そちらに流れがちですが、河川にかかわる日常的な情報、あるいは災害時などの緊急情報では、古典的な心理が生きています。というのは、日常の信頼できる人間関係、人間組織の中で情報はいきってくる、ということです。人に[知らせる]情報が、災害時の避難など[動かしめる]情報になるためには、背景に人間関係の信頼がなければいけません。日常の水防組織、水防組織をささえる消防団、自治会などの地域社会の連携、企業や学校、事業所などの[顔がみえる]日常的社会関係の中に、河川情報や災害情報などを埋め込み、活用していくという姿勢が大切と思われます。</p>	嘉田

5. その他

No	意見	委員
1	<p>住民参加のテーマと少しずれますが、以下を挙げておきます。</p> <p>p.21 4.3.1 洪水 (1) 破堤による被害の回避・軽減 11行目(太字部を追加)</p> <p>…マップの作成・普及について自治体を支援する。ハザードマップには、<u>表示の氾濫湛水状況が、何年に一度程度発生する危険があるかを分かりやすく示しておくよう助言する。</u></p> <p>(理由)</p> <p>非計画的な土地開発を止める術がない以上、関係者に実感として危険性を認識してもらう方法を模索する必要がある。水害の危険地域に関しては、土地売買時にこのようなハザードマップの提示説明を義務付けることが、住民の安全のためには必要な事柄である。</p>	畑

< 実践班 >

田中（真）委員

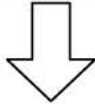
次頁以降の資料は、京都市が1997年に都市計画決定した鴨川歩道橋計画だったが、世論で賛否が広がり、社会的反響が大きいことから、市民とのパートナーシップを基本に「考える会」を設置し、さまざまな議論の場をつくり、時間をかけ、社会的合意を試みたその経緯であります。

<設置の目的（設置要綱より）>

人と車の交通ネットワークを形成し、京都の都市景観を創りだしている鴨川に架かる橋について、望まれる役割やその地域の景観にふさわしい意匠 形態などについて様々な視点から検討し、また、その中で人にやさしい鴨川歩道橋のあり方についても議論し、市長に対し提言することを目的とする「明日の鴨川の橋を考える会」（以下「考える会」という。）を設置する。

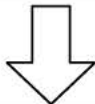
第1回 考える会

日時：平成12年7月24日
午後2時～午後4時
場所：京都ロイヤルホテル ロイヤルホール
内容
鴨川と鴨川に架かる橋の歴史
鴨川に架かる橋の現況
会の進め方
課題の抽出



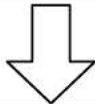
第2回 考える会

日時：平成12年10月1日
午後1時30分～午後4時30分
場所：平安会館 平安の間
内容
鴨川の橋に望まれる役割
鴨川の橋の基本理念・コンセプト



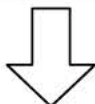
第3回 考える会

日時：平成12年12月18日
午前10時～12時10分
場所：平安会館 平安の間
内容
基本理念・コンセプト
鴨川の橋と地域特性



第4回 考える会

日時：平成13年2月5日
午後1時30分～4時30分
場所：平安会館 平安の間
内容
代表事例の検討
（北大路橋、鴨川歩道橋、京川橋）
各ゾーンのテーマと代表的事例
・ゾーンⅠ 自然 歴史的景観の保全
・ゾーンⅡ 調和を基調とする都心の再生
・ゾーンⅢ 新しい都市機能の創造と集積



平成12年8月 公募委員の募集

平成12年9月 ホームページの開設

平成13年1月～2月
市民アンケート調査

平成13年1月～2月
観光客アンケート調査

シンポジウム「明日の鴨川の橋を考える」

日時：平成13年3月10日
場所：KBSホール
内容
基調講演「鴨川の橋の文化」 上田篤
パネルディスカッション
「明日の鴨川の橋を考える」
内井昭蔵・家村浩和・田中真澄
西村恭子・宗田好史

第5回 考える会
日時：平成13年5月26日
午後2時～午後4時
場所：ホテルニュー京都 鳳凰の間
内容
代表事例の検討（北大路橋）



第6回 考える会
日時：平成13年11月23日
午後4時～午後6時
場所：ホテルグランヴィア京都 古今の間
内容
代表事例の検討（鴨川歩道橋（仮称））



第7回 考える会
日時：平成14年3月17日
午後2時～4時
場所：平安会館 平安の間
内容
代表事例の検討（鴨川歩道橋（仮称））
代表事例の検討（京川橋）



第8回 考える会
日時：平成14年6月16日
午後3時～5時
場所：弥生会館 平安の間
内容
代表事例の検討（鴨川歩道橋（仮称））
代表事例の検討（京川橋）
全体のまとめ



第9回 考える会
日時：平成14年10月14日
午後2時～4時
場所：弥生会館 平安の間
内容
全体のまとめ

鴨川歩道橋（仮称）にかかるとの懇談会
平成13年8月～9月
有濟連絡協議会
8月8日 有濟ふれあいサロン
木屋町みらい21
8月9日 知慕里
先斗町のれん会 鴨涯保勝会
8月13日 元立誠小学校
京都祇園縄手繁栄会
8月21日 井筒
先斗町お茶屋営業組合
8月23日 先斗町歌舞練場
弥栄自治連合会
8月27日 弥栄中学校
立誠自治連合会
9月22日 元立誠小学校

市民フォーラム「明日の鴨川の橋を考える」
日時：平成14年2月3日
場所：京都会館第二ホール
内容
基調講演「京都と鴨川の橋」森谷尅久
鴨川歩道橋（仮称）地元団体意見発表
パネルディスカッション
「鴨川歩道橋（仮称）を考える」

「明日の鴨川の橋を考える会」委員等名簿（五十音順、敬称略）

顧問

梅原 猛 京都を語る会 座長
西島 安則 京都を語る会 副座長

会長

内井 昭蔵 滋賀県立大学教授（平成14年8月3日逝去）

副会長（会長代理）

森谷 尅久 武庫川女子大学教授

委員

家村 浩和 京都大学教授
一色 英二 公募委員
井波 律子 国際日本文化研究センター教授
坂上 守男 京都市観光協会 会長
坂下 勝子 (株)京都放送ラジオディレクター
杉江 貞昭 鴨川を美しくする会 事務局長
田中 真澄 岩屋山 志明院 住職
谷口 キヨコ ディスクジョッキー
林 春男 京都大学教授
平井 義久 京都商工会議所 地域開発・都市整備委員会 委員長
松田 昌巳 (社)京都市身体障害者団体連合会 理事
宗田 好史 京都府立大学助教授
森田 りえ子 日本画家
山岡 景一郎 「月刊 京都」主筆
山本 清子 公募委員
横内 敏人 京都造形芸術大学教授
リム ボン 立命館大学教授

オブザーバー

野田 勝 国土交通省京都国道事務所長
(七條 牧生 " [平成12年7月～平成13年3月在任])

上記のように、意見聴取反映の具体例を参考に記述したいと思います。整備項目によっては住民参加ができるものとできないものがあり、固定化するのは難しいと思われます。

公共事業における住民参加の一手法「パブリック・インボルブメント」= 公衆と共に事業を進める方法。計画の当初から情報提供し、意見を聴き、内容を改善、合意を形成する。この手法を都市計画段階で民主的に考えるべきであったが、まだパートナーシップの考えが未成就であったと思われる。しかし、計画決定後でも市民参加、市民自治への道を広げたことは意義深いのである。

市民フォーラムは事実上公聴会的役割を果たし、集約された意見を反映し、鴨川歩道橋については社会的合意が得られない、という判断をし、計画を見直すことになった。また、今後、地域住民等の自治を尊重し、話し合いを続ける方向で結論づけられた。

都市計画決定後の公共事業の推進にも市民参加、意見反映が生かされ、京都市の行政姿勢が評価された。現状のダム行政への参考になればと思います。

< 早急の実践例 >

大戸川ダム

(1) ダム検討委員会の設置 (諮問機関)

委員選任は工学、生態、文化、歴史などできるだけ多くの分野から、13名以上で構成し、管理者と流域委員会が選ぶ。

(2) 委員として一般公募、三名以上、管理者が選ぶ。

(3) メール、FAXによる公衆からの意見聴取

(4) シンポジウム、フォーラムをダム検討委員会で複数開く。

(5) 可能であればダム地域内のアンケート調査を実施する。(地域内で意識調査)

(6) 検討委員会が公聴会を開く。

管理者は公聴会の意見集約を順守するという制約を受ける。実施か中止の意見反映の判断とする。

ケーススタディとして早急に実践するべきと思われます。ご検討の程、宜しくお願い致します。

p18 下段追加

『さらに、次世代の河川管理の担い手を育成するため、子どもたちの河川環境学習を推進・支援する。』

p30 . 10 行目に続いて

『なお、環境調査にかかる器材の貸与や調査費用等を可能な限り支援する。』

p29 下から 10 行目最後につづき、

*****環境教育を推進する。『すなわち、学校教育・社会教育等における河川環境学習を支援し、子どもたち等が河川環境を広い視野で学び、川のあり方について理解を深められるよう努力する。これら基礎学習の上に河川管理にあるべき姿を思考させ、その必要性和重要性のための啓発活動を進める。

- ・あるべき河川管理に向けて、その基礎となる河川環境学習プログラムを構築
- ・子どもたちのための河川環境・河川管理に関する図書を刊行する。なお、出版に際しては子どもの発達段階を考慮し健全な育成がはかられるよう留意する
- ・河川環境の理解を深めるためのシンポジウムや体験学習を主催、あるいは学校・住民団体による体験学習活動を支援
- ・子どもたちが安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援』

また、*****

< 展開班 >

第 2 回展開班会議 (8/4) 以降に寄せられた意見

有馬委員

第 2 稿シートの検討 河川環境における住民参加

項目	ページ	事業名	具体的な整備内容	その他
計画-1	3/4	河川レンジャー	河川レンジャーの試行	<ul style="list-style-type: none"> 試行に当たっては、検討会を設置し云々とあるが、管理者独自のものと、すでに設置済みのものとの別を明示する。 試行段階の活動拠点として示された三栖閘門資料館の内容がわからない。 既存施設の外觀写真は必要ない。各施設の内容・業績などを示すべき。
環境-1	3/4	河川環境のモニタリングの	河川整備に当たっては、	<ul style="list-style-type: none"> これまで実施してきた「他自然型川作り」の評価に関して実施状況調査・追跡調査の事例紹介があるべきである
環境-7	3/4	横断方向の河川形状修復	かつての砂河川の...	<ul style="list-style-type: none"> 木津川水辺プラザ事業への住民参加の計画が曖昧である。
環境-16	3/4 -4/4	横断方向の河川形状修復	横断方向の河川形状の...	<ul style="list-style-type: none"> 家棟川ビオトープの実態が分からない。 住民参加のワークショップのあり方を検討する中で住民のモニタリング参加を含めた計画がなされるべき。 整備効果が管理者独自の計画によるものか学識者によるものかをはっきりさせるべきである。
環境-34	3/4	琵琶湖・淀川流域水質...	水質管理協議会 (仮称) 設立	<ul style="list-style-type: none"> 協議会に住民を加えることの検討を。具体的整備内容の 1) 住民連携のための取り組みと関連させること。
環境-35		琵琶湖における機能把握	琵琶湖の水質保全対策	<ul style="list-style-type: none"> 環境-16 のシートと同じ内容であるのは不自然である。
環境-54	1/4	支川や水路を含めた...	生物の生息・生育環境の...	<ul style="list-style-type: none"> 検討内容に示された住民意見の反映方法の検討を、住民参加型のモニタリングと合わせて検討のこと。
環境-60	1/4	植物の結実時期を考慮...	植物の結実時期等に配慮する	<ul style="list-style-type: none"> オニユリの群生地の評価を明示すること。 木津川の自然植生とオニユリ群生地を比較して、保全のあり方を検討のこと。他にも、例えば桂川・宮前橋の湿地保全の検討を願う住民団体等もあり、それらを一体的に保全対策に活かすべきで、それが住民参加のあり方に反映させることができるはずである。
維持-3	2/4	地域住民と連携した...	1) 堤防・護岸	<ul style="list-style-type: none"> 松尾橋右岸の花畑は花期を過ぎればみることがない。 市民グループと合同の現地調査が河川の自然植生の把握につながるような調査のあり方を検討すべき。

< 住民参加部会 第2回展開班会議（8/4）荻野委員提供資料（住民参加取りまとめ事項）に対する意見 >

身勝手な行動と考えがある人間が存在するだけに、前向きが必要である。

5年間隔で哲学意識が変わってゆくもので難しいが、20年～30年先の次世代の子供さんを目標にしたい。宇宙規模での考えの淀川河川でありたい。

河川管理者と対等の交流のためにも2ヶ月に1回程度の気楽な顔合せの会があってもよい。

歴史的、経時的な住民同士の理解・交流が暗黙のNPOとなり、つづくものがある。

河川レンジャーとしての核になる人材養成、教育組織等の構成は、実績としての積み上げが大切である。ソフトが大切であり、了解されればハードの予算は後からついて来る。

< 住民参加部会 展開班（2003.7.31開催）結果メモに対する意見 >

「第4章 河川整備の方針」全般について、主な論点

・淀川河川公園の整備と住民の関係について、明記を。

河川レンジャーのかかわる大切な問題でもある

「第5章 具体的な整備の内容」について、主な論点

5.1.2(2)住民との連携・協働

・河川レンジャーに関する検討会の中身は？その検討会と流域委員会との関係は？

両輪である

5.2(2)河川環境のモニタリングの実施

・住民団体等の持っている情報の吸い上げが必要。住民も交えた検討、モニタリングを。

定期的顔合せが必要

5.2.4 水質

・琵琶湖・淀川流域水質管理協議会に住民を入れるべきではないか—。

24時間体制の構築、人員の養成と確保、測定器の精度の向上、研究開発に努める。

・汚濁改善のために、法的規制についても検討してはどうか（行政に権限を）。

農薬、産業廃棄物、環境ホルモンその他、生活排水、下水浄化

5.3.1(1)破堤による被害の回避・軽減

・災害時の洪水情報の提供方法として、テレビで放映する（地震・台風時のテロップ放送のように）等の手段や自治会等によって地域内で人から人へ伝達する方法の検討を。

隣組方式

- ・「3) 流域で水を貯める」の中で、住民の役割を明記すべき。また、ため池等に対する国土交通省からの補助政策を検討すべき。

司令、伝達を含めて、きめこまかい中小学区毎の施策が必要である。

5.2.3 地震・津波・台風・高潮 (下線部追加)

5.8.1 淀川河川公園

- ・「河川整備計画と淀川河川公園基本計画の整合を図る」と記述を改めるべき。

大都会をかかえる下流域での展開は、住民以上に、自治体・省庁間の調整が大切である。

< 住民参加部会 第2回展開班会議(8/4)川上委員提供資料に対する意見 >

次頁以降参照(下線部が小竹委員の意見)

項目	ページ	事業名	具体的な整備内容	その他
環境 - 1	1 / 4 P	河川環境のモニタリング実施と評価	河川管理者が行ったモニタリングの情報公開が必要	
環境 - 4	4 / 4 P	横断方向の河川形状の修復(牧野地区)		検討のプロセスで住民参加によるワークショップなどを実施し、将来像を共有することが大切。
環境 - 14	4 / 4 P	横断方向の河川形状の修復(猪名川・下加茂地区)		ワンドについて地域住民とその意義と将来像を共有し、住民によると共に維持管理の方向をめざすべき。
環境 - 30	2 / 4 P	河川環境上必要な水量の検討		河川環境上必要な水量の検討や調査にあたっては、地域の事情に詳しい有識者の参加や意見聴取が大切。
環境 - 31	1 / 4 P	確保可能な水量を把握するために必要な諸調査の実施		河川環境上必要な水量の検討や調査にあたっては、地域の事情に詳しい有識者の参加や意見聴取が大切。
環境 - 34	1 / 4 P	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の検討	協議会への住民・有識者参加について記載すべき。	住民・有識者・学識者の委員数をできるだけ多くする。ただ増すだけで無く、測定方法、測定器の改良研究、精度の向上をめざす。 水質管理も含めて、浄水、上水取水口でのテロリストへの対応、24時間を通しての安全管理が必要で、ここにも河川レンジャーの必要性が示される。
環境 - 36	1 / 4 P	選択取水施設の継続活用及び各種の検討	ダム水質の改善には流域対策(上流域の面源負荷削減)が不可欠であり、流域対策の視野で関係自治体、住民組織との連携が必要	
環境 - 37	/ 4 P	ばっき設備の継続活用及び各種の検討	ダム水質の改善には流域対策(上流域の面源負荷削減)が不可欠であり、流域対策の視野で関係自治体、住民組織との連携が必要	
環境 - 38	/ 4 P	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	ダム水質の改善には流域対策(上流域の面源負荷削減)が不可欠であり、流域対策の視野で関係自治体、住民組織との連携が必要	

項目	ページ	事業名	具体的な整備内容	その他
環境 - 43	/ 4 P	生息・生育環境の保全と再生の実施 (城北地区)	自然保護区、水質管理、利水、高水敷利用、都市公園展開に関しては努力が必要である。	・ワンドについて地域住民とその意義と将来像を共有し、住民による維持管理の方向をめざすべき。・環境-26～30の事業との連動の記載が必要。
環境 - 44	/ 4 P	生息・生育環境の保全と再生の実施 (豊里地区)	8月3日の平成花火大会も野鳥の生育に対応して7月中は禁止し、互いに譲って60～70万人の見物客を河川局は受け入れ、当日、翌日の清掃、運営を地域住民、関係省庁の了解のもとに実施されては、	・ワンドについて地域住民とその意義と将来像を共有し、住民による維持管理の方向をめざすべき。・環境-26～30の事業との連動の記載が必要。
環境 - 45	/ 4 P	生息・生育環境の保全と再生の実施 (十三地区)		・ワンドについて地域住民とその意義と将来像を共有し、住民による維持管理の方向をめざすべき。・環境-26～30の事業との連動の記載が必要。
環境 - 48	/ 4 P	生息・生育環境の保全と再生の実施 (鳥飼地区)		・ワンドについて地域住民とその意義と将来像を共有し、住民による維持管理の方向をめざすべき。・環境-26～30の事業との連動の記載が必要。
環境 - 50	/ 4 P	生息・生育環境の保全と再生の実施 (中津地区)		干潟やヨシ原の保全・再生には地域住民の関心と理解が必要。地域資産となって地域に根付いてこそ将来にわたって大切にされる。啓発や学習の取り組みが必要。
環境 - 51	/ 4 P	生息・生育環境の保全と再生の実施 (猪名川・藻川・高田地区)		干潟やヨシ原の保全・再生には地域住民の関心と理解が必要。地域資産となって地域に根付いてこそ将来にわたって大切にされる。啓発や学習の取り組みが必要。
環境 - 52	/ 4 P	生息・生育環境の保全と再生の実施 (猪名川・藻川・東園田地区)		干潟やオギ群落の保全・再生には地域住民の関心と理解が必要。地域資産となって地域に根付いてこそ将来にわたって大切にされる。啓発や学習の取り組みが必要。
環境 - 53	/ 4 P	生息・生育環境の保全と再生の実施 (猪名川・北河原地区)		河道内の植物群落の保全・再生には地域住民の関心と理解が必要。地域資産となって地域に根付いてこそ将来にわたって大切にされる。啓発や学習の取り組みが必要。
環境 - 59	/ 4 P	生物に配慮した護岸工法の採用(全川的に実施)	諸河川の特長・個性・履歴に配慮して計画・施行すべき。	調査や検討段階から、当該河川や流域の履歴や事情(もともとの川の状態)に詳しい住民や有識者の参加や意見聴取が大切。
環境 - 60	/ 4 P	植物の結実時期を考慮した施工	諸河川の特長・個性・履歴に配慮して計画・施行すべき。	調査や検討段階から、当該河川や流域の履歴や事情(もともとの川の状態)に詳しい住民や有識者の参加や意見聴取が大切。

ダム見直し・検討結果についての社会的影響についての改善策策定についての
住民意見反映による計画策定を。

ダムは、現在すべてが見直し検討ダムとなり予定です。見直されれば、当然現行と違う結果になることが予想されます。

たとえば、規模が拡大されたり、縮小されたり、中止されたりと現行計画から変わる場合、提言にもあるように「社会的影響」「自然環境への影響」が相当であると予想されます。

よって、現計画と見直し後の計画との格差による社会的・自然的影響を改善するために費用負担であったり、保証の問題であったり、または中止の場合には撤退のルールであったりと、自然や社会に対する影響を最小限にとどめることも河川整備計画の検討課題と思われませんが、そのようなことが河川整備計画にまったく検討されていません。

見直す以上、その結果と現行との違いに対する影響があるのは、事実であり社会的影響に対する改善策を関係住民も含め検討していくことが大切です。住民参加のもと改善策の検討をすることが必要と思われる。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）第2項に係る具体的な整備内容シートへの意見

住民へ提示する資料・情報には、わかりやすい説明をつける。

わかりやすい、は、からだことばで、という指摘も委員会委員よりたびたびされている。成人住民に対しての説明に、義務教育終了ていどの知識でわかる、専門用語を使わざるを得ない場合はその説明、視覚的にわかりやすい、など。

各代替案の実現可能性について 代替案を数通り示しながらも、当初から採用は困難、とするようなコメントは避ける。メニューにあって、できない、と書かれることで、住民は、決定がすでになされているものと思うでしょう。

計画は早い段階で情報を予め住民に伝える。決定に至るプロセスで情報が住民に行き渡り、住民からの代替案や意見が期待できる。

代替案には、「その事業を実施しない」選択肢を含める。
事業を行わない場合の影響についても詳細に検討し考慮する。

委員会・協議会等について

既存のものについては構成メンバーを明記する。

既存の組織を利用して今後も話し合いの場とするものについては、以下の点を見直す。積極的な住民参加方法にすること。

委員会等の委員構成の見直し、住民意見の取り入れ方法

理由：住民参加は、情報を広く一般に公開する第一歩。啓発効果も期待できる。

例：個票 利用1 淀川水面利用協議会

個票 利水4 渇水対策会議定例化・新協議会設置へ

新たに作られるものについては、住民参加と積極的情報公開・情報発信のできる組織構成とする。

住民参加の方法：当該会構成メンバーとして加える、あるいは住民意見を取り込む具体的な下部組織をつくり、意見をくみ上げる形など

河川管理者と住民との役割分担・住民の負う責任の有無によってのみ、住民を構成メンバーに加えるかどうかを判断するべきではない。

住民がかかわることによる情報公開、組織の透明性、広く一般の関心を高める効果など、プラス面がある。

利害関係者のみの調整の場ではなく、さまざまな視点に立った住民からの意見を聞くようにしなければならぬ。

治水

個票 治水 1

河川管理者と沿川自治体で構成される、水害に強い地域づくり協議会（仮称）について
淀川水系水害に強い地域づくり協議会各ブロック別協議会は、住民の意識啓発という重要な役割を持っています。

個票 治水 2

5/8によれば、関係自治体、防災関係機関、地下街管理者などは協議会メンバーであり、河川管理者からの働きかけにより、洪水の危険性を正しく認識できるので、河川管理者と一体となって洪水の危険性を正しく認識できるので、河川管理者と一体となって洪水の危険性を多角的な視点から住民に啓発できるようになる。

さらに同5/8によれば、協議会メンバー、特に都市計画部局においては、浸水被害の可能性のある場所が提示されることで開発しようとする意思が抑制される効果が期待できる。その結果乱開発がなくなる、とあります。

これらの協議会設置によって期待される効果は、理念の転換による流域対応を行っていく柱になるものです。設置されるだけでは個票各所にみられるフローチャートの で示されるような住民への働きかけの実効は従来とそれほど変わらないのではないかと。

住民への情報公開・情報提供を行い、流域対応への理解を深めるための伝達手段としては再々申し上げるまでもないことですが：

- 1 マスコミ・インターネット・携帯電話なども利用したより効果的な情報公開・情報提供を行う。また情報伝達方法が複数化していることによる、今の時代に適うより効果的方法の検討。
- 2 くちコミ・ローテク・地域住民の網の目の連携

第2稿 4.3.1 に関連して

例えば、長期的には浸水被害を軽減する土地利用誘導等が望まれるが、流域住民の意識啓発を行い、理解を得ていかなければなりません。

協議会に住民を加える、下部組織として多数の住民を加えて代表者を協議会に送り、成果を地域に持ち帰る、フィードバックさせる、など流域対応について流域全体で考えていける住民参加をここに実現していただきたい。また、マスコミ、教育関係者に関わっていただき、広くみんなで考える、知恵を共有することをこの個票1～で提案されているような組織で行っていただきたい。

個票 治水 2 8/8にいわれる、住民の洪水に対して安全で安心なまちづくりへの参画、を促すには、協議会の中身、波及効果の矢印の中身に住民の存在が希薄であるように思います。

第2回展開班会議(8/4)以前に寄せられた意見

有馬委員

住民参加部会への検討項目を提出いたします。

淀川河川公園施設地区で6月始め、セアカゴケグモの生息が見つかりました。これに対して、河川管理者としては調査を行い記者発表もして、公園に立て札も立てて危険回避に努めているとのこと。同じような事故はこれからも起きることでしょう。住民参加部会としましては、調査方法、調査場所および調査結果等の詳細の評価、および注意喚起等に対しても住民の参加を検討せねばならないのではないかと思います。検討項目に加えてください。

p 18 4.1.3 本文2行目以降に以下の内容を追加する。

住民及び住民団体等との連携を積極的に進めるための部署と専門係官を設け、日頃より、住民や住民団体等との交流に努める。

p 29 5.1.2 (1) 本文2行目後半部分

インターネットなどによる情報公開や情報交流を充実させる。

(2) 住民団体や地域に密着した…以下の内容を最初に持ってくる。

(先の検討会で村上委員の意見を支持)

やはり、この部分にも、以下の内容を盛り込む。

住民及び住民団体等との連携を積極的に進めるための部署と専門係官を設け、日頃より、住民や住民団体等についての情報を収集し交流を進める。

p 30 5.2 (2) また、調査にあたっては、住民及び住民団体等との連携を重視し、住民団体等からの情報も積極的に活用する。(前回検討会での本多委員の意見趣旨を支持)

* 国土交通省が実施する、専門業者に委託する調査よりも、地域に密着した住民やNPOなどのほうが正確なデータを持っている場合がある。それらも専門的に吟味する必要はあるが、積極的に活用する姿勢が欲しい。

p 31 2) 横断方向の河川形状の修復方法等について、住民及び住民団体と連携して検討を進める。(前回検討会で出た意見に基づいて)

p 37 地域防災計画

破堤時と越水時を区別したきめ細かな浸水想定区域等の情報が必要である。

住民との連携づくりについて

能力のある団体に対する積極的な事業委託

(意見)

調査、モニタリング、意見聴取、合意形成等の場において、能力のある住民団体（市民団体、水防団など）に対し、積極的に事業委託をおこなっていく。

(理由)

何から何までこなせる「河川レンジャー」は、あくまで概念であり、実態としては、水防に強い住民団体、河川学習に強い住民団体など、さまざまである。

したがって、オールマイティの「河川レンジャー」を育てることよりも、得意分野のある各団体へ、個々の事業の事業委託をおこなって河川管理を担わせていくことが、行政および住民相互の連携による河川管理を可能とするものであると考える。

余談ですが、地方自治体の河川関係の職員から「自分自身も河川レンジャーの一人だと思って仕事に打ち込んでいるのに、一般住民だけが河川レンジャーだというのは違和感がある」と聞かされました。

治水・防災における住民参加について

教育および福祉の参加

(意見)

「水害に強い地域づくり協議会」の構成員に”教育部局”および”福祉部局”を加える。特に「日頃から備える」部会と「洪水時の対応」部会には必須。

(理由)

- ・文字をあまり読まない(もしくは読めない)人への広報手段として、学校や福祉施設は重要。
- ・お年寄りから子どもへの経験の伝達の機会を作れるようにするため

治水・防災教育員の設置

(意見)

教育施設や福祉施設、公民館等で治水・防災学習を指導できる人材を育成し、委託する。水防団や地域の河川学習団体などを積極的に活用する。

(理由)

マスクミでは情報が行き届かない。フェイス to フェイスの関係が本当の安心感をつくりあげる。事実上の「河川レンジャー」の育成になる。

「水害に強い地域づくり協議会」の中に研究会（研究者パネル）の設置

（意見）

「水害に強い地域づくり協議会」の中に「水害に強い地域づくり研究会」を設置し、各種有識者や住民代表などを交えて議論をすすめる。

（理由）

協議会は、利害関係者が直接会していること、部会に分かれていることから、科学的、総合的、積極的な議論ができないと思われる。そのため、協議会の議論を踏まえて調査検討を行う研究者パネルを設置する。地球温暖化防止条約における IPCC のような役割を果たせる機関を設置。

水利用における住民参加について

「水需要を考える協議会（仮）」の公開

（意見）

同協議会の審議および資料を原則的に公開とし、一般からの意見を随時受け付ける。

（理由）

利水計画の策定にあたって、本当の「利水者」である住民が意志決定に関わる場が限られており、「本当のニーズ」が意志決定に反映されにくい。したがって住民の直接参加の場をできるだけ増やす。また、審議を公開することにより（さらには議論が紛糾すればするほど）利水に対する一般の意識が高まる（道路公団の委員会が先例）。

「水需要を考える協議会（仮）」の中に研究会（研究者パネル）を設置

（意見）

「水害に強い地域づくり協議会」に関する意見と同様。

（理由）

「水害に強い地域づくり協議会」に関する意見と同様。

ダム計画における社会的合意について

恣意性のない論理的な表記を

（意見）

この前の議論のように、4章で原則を記しておく。5章は、検討事項のみ羅列。

「 が有効である」は、削除。

検討項目については、物事の順序どおりに並べる（たとえば丹生ダムなら は利水の確認であるはずなのに、 になっているのはおかしい）

(理由)

委員会が認めていないのに「 が有効である」と記すことは、妥当ではない。せめて「検討中」とすべきである。

また、「すべての主体の合意がなければならない」などと記して事実上の建設中止を明言することも恣意的である。

大切なのは今後、議論を尽くすこと。

したがって、4章に原則を記し、5章に検討事項だけあげればよい